

## 6. 保全の方法を考える

ある程度のまとまった土地、あるいは建物などを保全するには、もちろん、お金を出して買い取り、保全以外の目的に使えないようにするのが一番です。けれども残念ながら、日本では地価が高くて買い取りの困難なところが大半です。

### 買い取り以外には

地権者と話し合っただけで贈与の契約や保全の約束をする、公有地であれば使用許可をとる、などの方法があります。▶40, 42頁

### 公共の資産に

市民だけでは力が及ばないときは、地域連携保全活動支援センター\*や地方公共団体に相談して、公共の資産として買い取りを請求することも検討してみましょう。先例を見ても、比較的規模の大きな、あるいは地価が高くて買い取りが困難な土地に取り組んだ人たちは、ほとんど必ずといってよいほど、まず県や市町村に話をもちかけ、保全の要請に必要な住民の署名を集めることから運動を始めています。

住民から要請を受けた自治体は、緑地保全等の条例を適用するか、それを持っていない自治体ではまず基金を設けるための条例を制定するケースが多いようです。▶26頁

### あなたが所有者なら

残したい資産をどこかの団体に買い取ってもらうか、保全管理を委託するために、その相手を探すことから始めます。たいせつな資産ですし、多くの場合、経済的な事情を考慮する必要に迫られるわけですから(例えば相続税の問題など)、相手を信頼できることはもちろん、相手の持つ資格や条件をよく見極めなければなりません。

ナショナル・トラスト団体と土地等の所有者がよく話し合っただけで、お互いに納得できる方法を決めることがたいせつです。▶38, 40, 42頁

\*生物多様性地域連携促進法に基づき地方公共団体が設置に努めている拠点。生物多様性の保全活動を推進するため、知識を持っている人の紹介や必要な情報の提供・助言を行っています。

環境省 生物多様性地域連携促進法

検索

## 保全の手法

### 1. 取得による保全

買い取り…ナショナル・トラスト団体が対象の土地等の対価を支払い、所有権を持って保全すること

贈与…土地等の所有者がトラスト団体に無償で譲渡すること。ナショナル・トラストでは寄贈ということが多い。遺言により無償譲渡する場合を遺贈という。

### 2. 借上げによる保全

保全契約…トラスト団体と対象地(または建造物等)の所有者が契約を結び、所有者がその対象の保全を約束すること。多くの場合団体側がその対価として地代を支払う。

保全協定…対象地の複数の所有者から保全の合意を得て協定を結ぶこと。保全契約と同様、対価として地代を払うことが多い。

『自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査』

(公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会)

